

平成 29 年度 糸島市外部点検会議 実施要領

1 目的

糸島市行政評価制度に基づき市が行う行政評価について、市民や有識者などと一緒に対話を通して「行政外部の視点」から点検を行い、自律的に行政サービスの質を高めていくことを目的に実施する。

あわせて、「気づき」による職員の意識改革を図る。

2 基本事項

本市では、第1次糸島市長期総合計画後期基本計画に基づき、平成32年度における各施策の目標達成に向け、多様な事業を実施している。

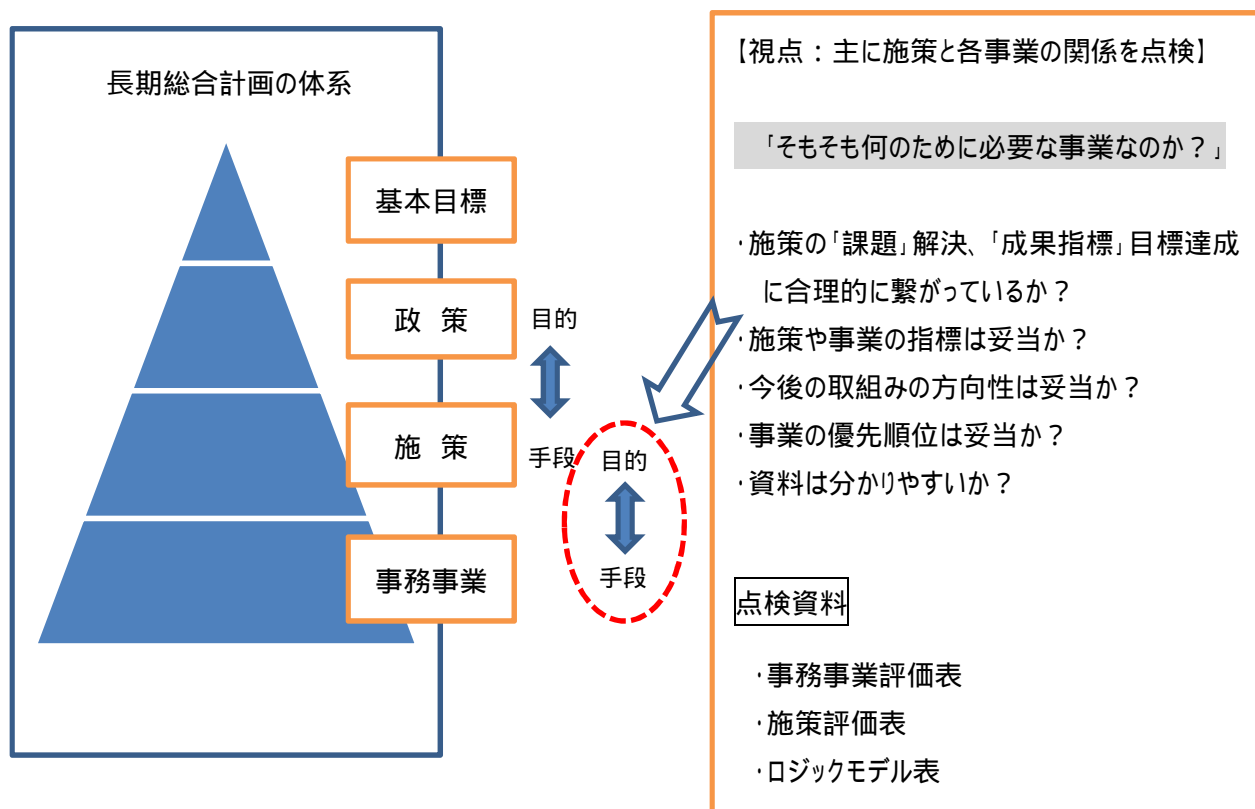
しかしながら、小数精鋭の職員体制で「市民満足度を重視した行政サービスの提供」と「効果的で効率的な行財政運営」を実現するためには「事業を実施した」という事実の積み上げではなく、その結果「市民生活にどのような影響を与えたか」という成果を把握・分析し、成果向上を目指し、常に担当課が自律的に改善を図っていくことが求められている。

そのために、行政評価を充実させていくが、特に外部点検では、評価の質の確保、職員の自律的な事業の見直し、職員の意識改革に重心を置くこととする。

3 点検対象

長期総合計画に掲げる施策（66 施策）に紐づく事業のまとまりで点検を行う。

ただし、点検自体の効率性を考慮し、除外要件を設定する。



【施策に紐づく事業のまとめりとは？】

例えば...

長期総合計画

基本目標：7 地域資源を生かした産業創出のまちづくり

政策：1 農林水産業の振興

施策：3 農業における地産地消、市場開拓、ブランド化を推進する

事務事業・農村女性活動促進事業（農業女性の6次産業化支援）

まとめり・糸島農産物ブランド化推進活動支援事業（物産展等に出店への助成）

・産直施設活性化事業（産直所の活性化イベント等への補助）

・極旨ブドウ栽培支援事業（ブドウ新品種の栽培と産地化の推進）

4 結果の活用

施策の中での事業の優先順位付けによる自律的なスクラップアンドビルドの実行

➤より有効な事業をする（ビルド）ための財源を有効性の低い事業を終了（スクラップ）することで捻出する。

より効果的な事業への改善

➤新たな視点等を事業に反映する。

内部評価の質の向上

➤指摘等をもとに評価表を見直し、評価の精度や分かりやすさを向上させる。

次期総合計画の見直しへの活用

➤総合計画体系の見直しなどへの参考意見とする。

結果、より効果的な市の施策推進が図られる。

5 本年度の点検の流れ

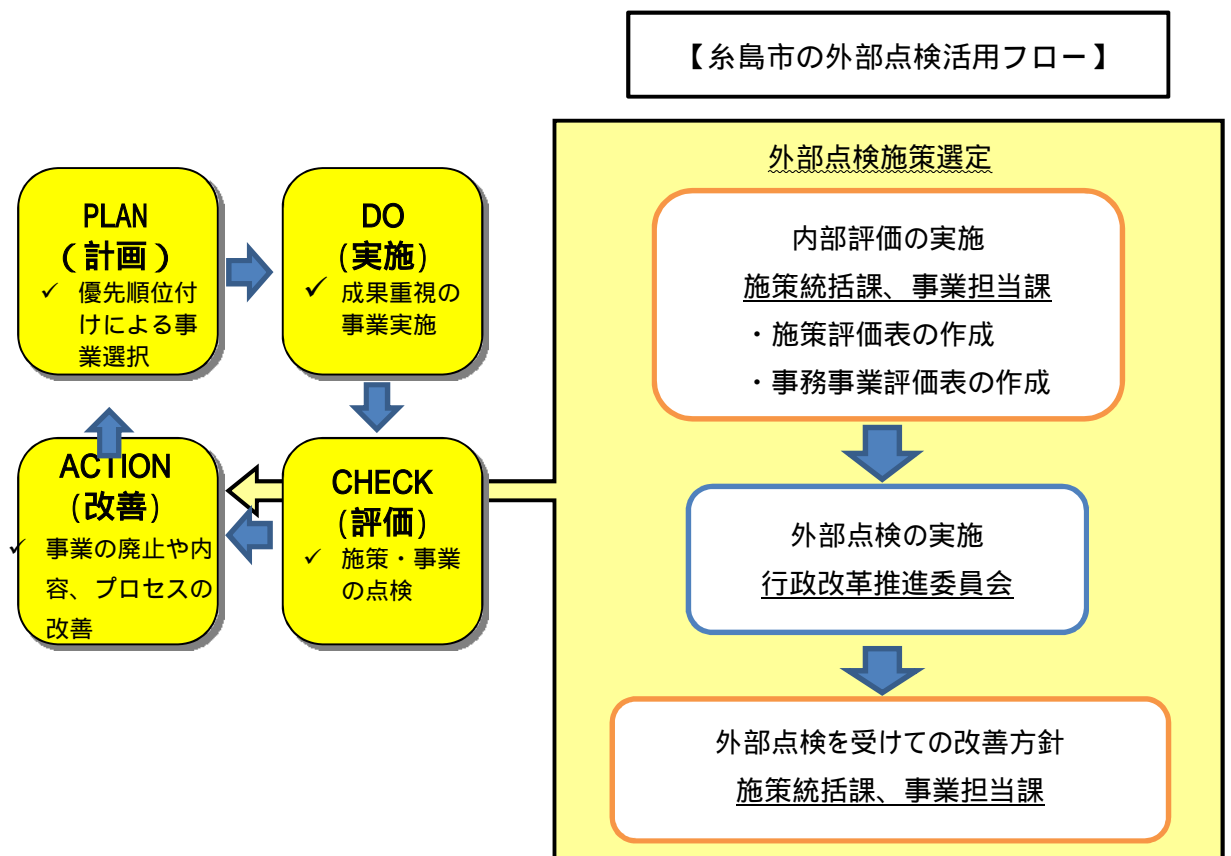
選定手順に沿って対象施策を選定する。

施策統括課を中心に 施策評価表、事業担当課で 事務事業評価表、 ロジックモデル表^{注1}を作成し、内部評価（自己点検）を行う。

内部評価をもとに外部点検を行う。（必要に応じ追加資料作成）

外部点検を受けて、施策統括課を中心に改善の方針を整理する。

自律的な ACTION（改善）に繋げる。



外部点検での意見を基に、施策や事務事業の優先順位、手法等の見直し・改善を行い、長期総合計画の推進につなげていくもので、仕分け判定(継続か廃止か)を行うことが主な目的ではない。

6 点検施策選定手順

(1) 長期総合計画後期基本計画に掲げる施策が対象 66 施策

外部点検は、長期総合計画を施策で区分し、各施策に紐づく事業との関係を中心に点検する。

(2) 外部点検施策の除外基準を設定

「糸島市総合戦略」に掲載している施策を除外

【理由】長期総合計画の半数近くの施策（66 施策のうちの 32 施策）がそのまま、総合戦略の施策項目になっていること及び別の外部委員会による評価を実施するため。（総合計画体系下での施策単位の評価が重複する）
平成 24～26 年度外部評価を受けた事業が属する施策、平成 28 年度外部点検を受けた施策を除外

【理由】対象の重複を避けて、継続的に点検を実施することで、網羅的点検とするため。

終了した施設整備事業、法定受託事務が主である施策、予算事業として実施計画事業、主要な事業がないなど見直しの余地が少ない施策を除外

【理由】点検効率の向上のため

原則

同一年度に 1 課が複数の点検に選定されないようにする

担当課の負担軽減

後期基本計画の期間 5 年間で 1 度点検したものは、再度、点検しない。

多くの施策を点検することで、全体的な内部評価の質の向上を図る

除外により、平成 29 年度は 16 施策

(3) 行政改革推進委員会により最終選定 3 施策

施策及び事業概要や点検効果を考慮し選定を行う。

7 点検施策数

3 施策を 3 回に分けて点検します。（1 施策あたり 90 分程度で、1 日 1 施策の点検実施）

点検の前後に点検員のみによる論点整理とふりかえりを実施

8 実施日程、会場

平成 29 年 6 月 21 日（水曜日）14 時 05 分～15 時 35 分 【11、12 号会議室】

平成 29 年 6 月 23 日（金曜日）14 時 05 分～15 時 35 分 【11、12 号会議室】

平成 29 年 6 月 30 日（金曜日）14 時 05 分～15 時 35 分 【1 号会議室】

9 外部点検員

糸島市行政改革推進委員会の委員（市職員を除く）が外部点検を実施します。

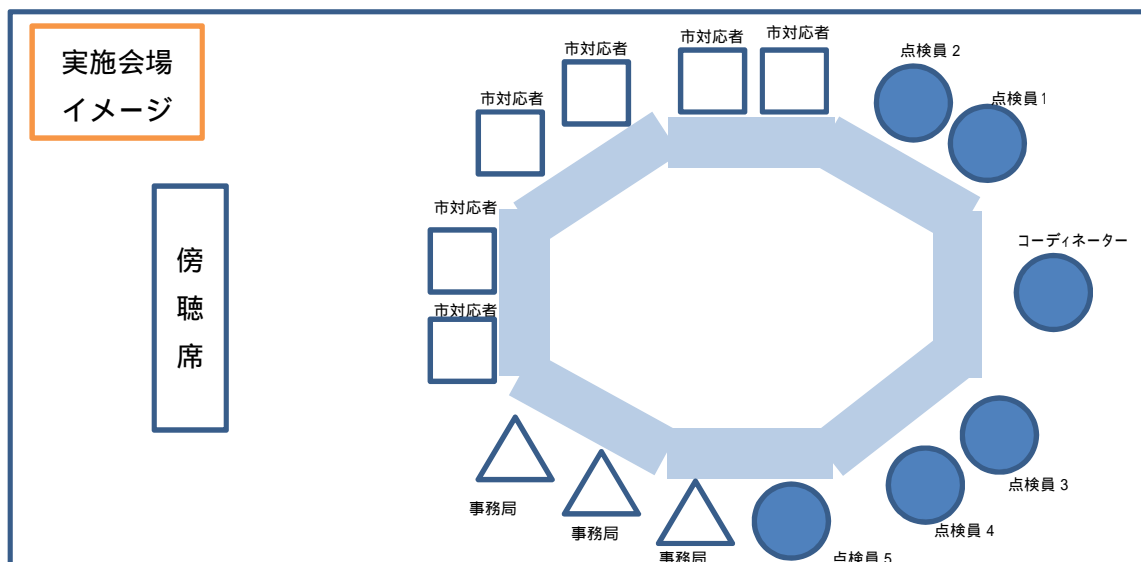
行政改革推進委員会に「外部点検部会」を設置し、3班に分かれ、各班で1施策ずつ点検を行います。委員のうち市職員は点検員から除く。

【コーディネーター】

氏名	所属
加留部 貴行	九州大学大学院統合新領域学府客員准教授

【点検員】行政改革推進委員

氏名	所属
村 藤 功	九州大学大学院経済学研究院 九州大学ビジネススクール 教授
徳 田 敬	糸島市教育委員会 教育委員長
石 川 政一	糸島市行政区長会 前副会長
井 上 明	富士食品株式会社 代表取締役社長
岩 井 美 樹	一般社団法人日本ヒーブ協議会 九州支部理事
大 城 悦 徳	公募委員
十 時 裕	有限会社ブランドゥ 代表取締役
中野 実佐緒	子育て支援ひまわりの会 代表者
林 宗 治	公募委員
廣 川 芳 子	志摩男女共同参画ネットワーク 代表者
藤 原 好 子	公募委員
南 伸 太 郎	財団法人九州経済調査協会
渡 邊 順 子	福岡銀行パブリックリレーション部 調査役



10 対応者

課長級、係長級職員での対応で、課長が中心となり対応する。必要に応じて部長級、担当一般職員も対応します。

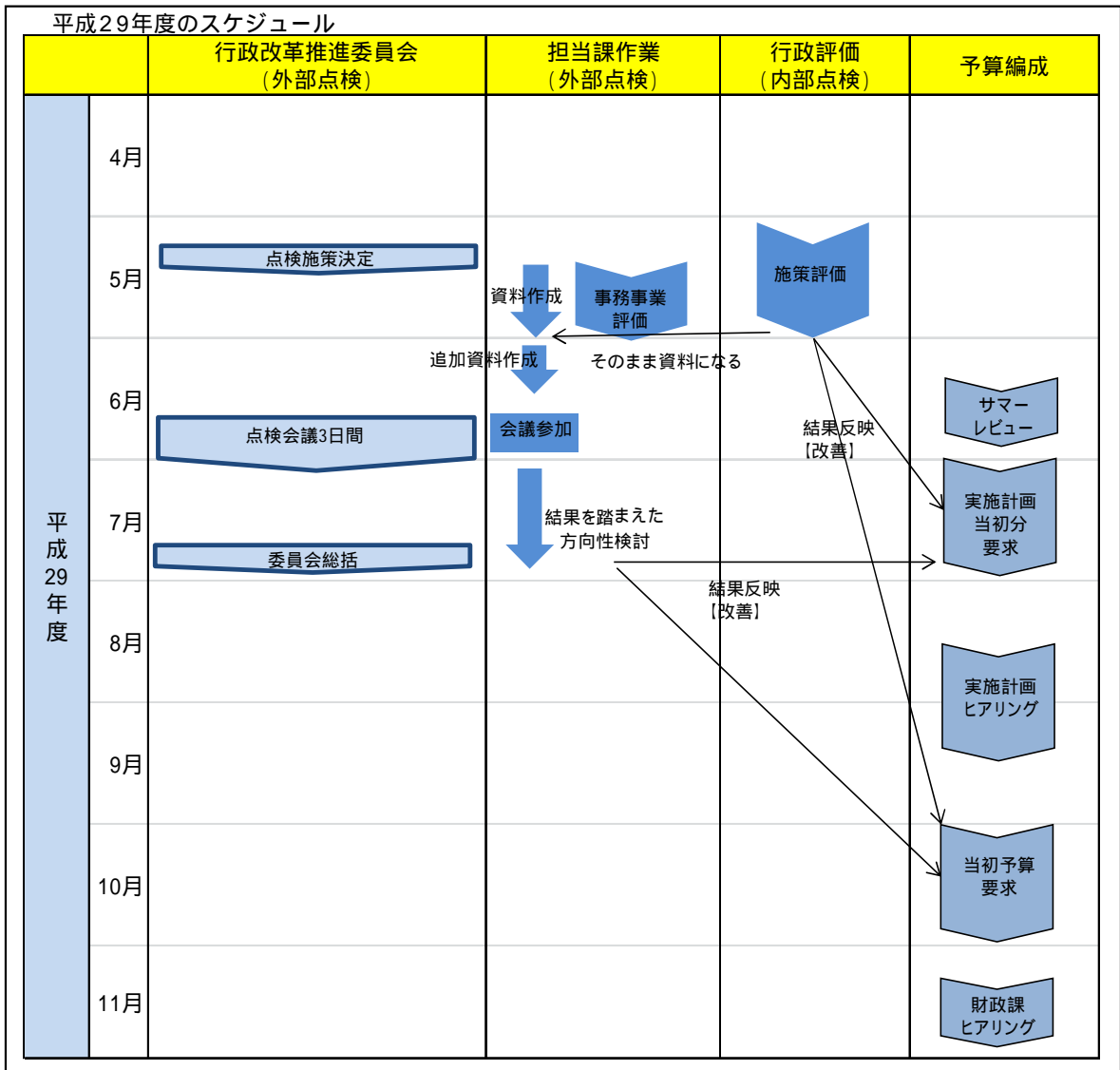
部長級職員は、3 施策のうち少なくとも 1 つの外部点検を傍聴または対応することとする。

11 進行

点検時間は、1 施策あたり 90 分

項目		時間
点検員打ち合わせ (30 分)		13:30 ~ 14:00
休憩 (5 分)		14:00 ~ 14:05
点検実施	施策・事業説明 (15 分)	14:05 ~ 14:20
	対話・点検 (60 分)	14:20 ~ 15:20
	点検のまとめ (15 分)	15:20 ~ 15:35
休憩 (5 分)		15:35 ~ 15:40
点検員ふりかえり (30 分)		15:40 ~ 16:10

施策・事業説明 15 分	<p>施策評価表をもとに、施策の概要や成果指標、評価、今後の改革案などについて、簡潔に説明。(施策統括課)</p> <p>事務事業評価表をもとに、施策に紐づく事務事業の概要や指標、今後の改革案などについて、簡潔に説明。(それぞれの課順番で)</p> <p>終了 1 分前に 1 回、終了時に 2 回ベルを鳴らす。</p>
対話・点検 60 分	<p>施策評価表、事務事業評価表、ロジックモデル表を基に対話。特に、</p> <p><u>施策の「課題」解決、「成果指標」目標達成に繋がっているか？</u> <u>(施策[目的] 事業[手段]が成り立っているか?)</u></p> <p>施策や事業の指標は妥当か？ 取組みの方向性は妥当か？ 事業の優先順位は妥当か？ 資料は分かりやすいか？ の視点で点検していく。</p> <p>終了 3 分前に 1 回、終了時に 2 回ベルを鳴らす。</p>
点検のまとめ 15 分	<p>各点検員が点検シートに記入を済ませ、事務局が集約し、コーディネーターに渡す。</p> <p>コーディネーターが対応職員に「最後に点検員に伝えたい思い、議論しての感想等」の発言を促す。</p> <p>コーディネーターが各点検員の意見を総括し、取りまとめる。</p>



12 外部点検制度の見直しについて

内部評価の質が向上し、部長、課長の評価による施策推進、事務事業の効率化・スクラップが予算に反映されるなど、より自律的な行政サービスの向上が図られる状態になれば、外部点検の一定の目標が達成される。

そのため、事務事業、施策の指標の見直しや行政経営に関する研修を合わせて行いながら、長期総合計画後期基本計画期間である平成32年度までに、内部評価を充実させていく。

外部点検については、内部評価充実の取組み過程の中で、制度を見直しつつ、平成31年度まで実施し、平成32年度に検証を行い、継続・終了の判断を行う。